

特別支援教育

所報 第72号

The **I**nformation **F**rom

Fukushima **S**pecial **N**eeds

Education **C**enter



福島県特別支援教育センター

目 次

巻頭言	・・・・・・・・ 1
「これからの特別支援教育の担い手に求められるもの」 福島県立あぶくま支援学校 校長 上妻 弘 氏	
特 集 「学びの連続性や切れ目のない支援体制の充実に向けて」	
○ 教育研究から「各教科の指導の充実と『学びの連続性』の実現に向けて」	・・・・ 3
○ 調査研究から「合理的配慮の充実に向けて」	・・・・ 7
地域における特別支援教育の充実を目指して	
○ 教員研修から「教員研修で大切にしてきたこと」	・・・・ 11
○ 教育相談から「保護者との相談で大切にしていること」	・・・・ 14
○ 学校・地域支援から 「子どものよりよい支援のために、ケース会議を開いてみませんか」	・・・・ 16
長期研究員より	
○ 長期研究員の研究紹介	・・・・ 18
○ 2年間の長期研究を通して	・・・・ 19
インフォメーション	
○ 令和元年度研修講座の実施状況	・・・・ 20
○ 令和元年度教育相談と地域・学校支援の実施状況	・・・・ 21
○ 教材・支援機器ポータル	・・・・ 23
○ 図書教育資料「今年度購入した図書の御紹介」	・・・・ 24
○ 刊行物紹介	・・・・ 25
・ コーディネートハンドブック	
・ リフレット「みんなで進める 合理的配慮」	
・ 実践研究通信	
○ ホームページ紹介	・・・・ 27
編集後記	・・・・ 28
特別支援教育センター所長	

巻頭言

これからの特別支援教育の担い手に求められるもの

福島県立あぶくま支援学校 校長 上妻 弘



いよいよ令和2年度から、小学部においては新学習指導要領が完全実施となる。それ以降、年次進行で中学部、高等部も移行していくことになる。新学習指導要領では、多くの改訂がなされたが、このことが、各特別支援学校、とりわけ知的障がい特別支援学校の教育にどのような影響をもたらすことになるか考えてみたい。

新旧の学習指導要領を比較してみると、「各教科の指導に当たっては、各教科の段階に示す内容を基に、児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定するものとする。」とあり、文言に変化はない。大切なことは、「各段階に示す内容」が新要領では格段に充実して示されたことである。旧要領のときには、具体的に指導内容を設定するに当たり、旧要領に示された目標及び内容が大まかな形でしか示されていなかったため、具体的な指導内容の設定は各学校の一人一人の教師に委ねられていた部分が多かった。しかし、新要領では詳細に記載されており、それらを十分参考にしながら設定することが可能となった。さらに、新要領では「各教科等の一部又は全部を併せて指導を行う場合には、各教科、道徳科、特別活動及び自立活動の内容を基に、児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定するものとする。」とあり、旧要領とは「一部」と「全部」の位置が逆になっている。ここでも、具体的に指導内容を設定する際の基となる各教科の内容が充実していることから、この内容をしっかり押さえる必要がある。

従来、知的障がい特別支援学校では、前年度末あるいは当該年度初めに一年間を見通して年間指導計画を作成し、各教科、日常生活の指導、生活単元学習、作業学習等の単元や題材を配当し、いかに児童生徒の一年間の学校生活を組み立てていくか、構成していくかというところから考え始めてきた。次に、配当された各単元や題材の内容に沿って、児童生徒の個別の目標を設定し、その手立てを考える「個別の指導計画」を作成し、実践し、評価するという流れで進められてきた。

ところが、新要領の各教科の目標及び内容が格段に充実した結果、今まで気付きにくかったことが明確に確認できるようになった。例えば、小学部3年生のA君を想定したときに、4月の生活単元学習の目標は小学部国語科2段階の内容をねらう設定であるが、5月の単元では小学部国語科1段階の内容を、6月の単元では小学部国語科3段階の内容をねらう設定になっている等が確認できてしまう。もちろん、A君にも得手不得手、興味関心のあるなし等により、国語科の各項目すべてが必ずしも同じ段階にあるとは言えない。上記の場合でもA君の実態に即した設定になっている可能性ももちろんある。

しかし、初めに単元や題材を配置し、次に活動内容を設定、構成してから、最後に活動に参加する児童生徒一人一人の目標を考えていくという流れで進めた場合、往々にしてその目標は単元ごとに変わり、各教科の段階を考慮した順序性や系統性がみられない結果になることが多くなるのが懸念される。大切なことは、単元や題材を先に決め、その活動内容に合わせて個別の目標や内容を導き出すのではなく、一人一人の児童生徒の実態を把握し、一人一人に何をねらうかという目標を明確にした後に、そのねらいを達成できる単元や題材、授業内容を構成していくことである。

その際重要となるのが、児童生徒一人一人の実態把握から、どこに指導の焦点を当てるのかを見極める力である。誰にでも発達には偏りがあり、優れた面、得意な面ばかりでなく、落ち込んでいる面、不得手な面もある。この落ち込んでいる面、不得手な面だけを取り上げ、指導の焦点にしてしまうと、その児童生徒の学校生活は苦痛に満ち、登校を心待ちにする心境にはなれない可能性が高い。逆に優れた面、得意な面だけを取り上げた場合には、登校意欲は喚起されるだろうが、興味関心の幅が著しく狭くそこしか集中できず、周囲の環境に順応できなくなる可能性がある。得意な面を伸ばしつつ、不得手な面もカバーしながら、バランスよく指導できるポイントを捉えることができるかどうか、これからの特別支援教育の担い手に求められる専門性の一つとなるだろうと考える。

また今後しばらくは、各教科等を合わせた指導について「この単元は何を合わせたのか」と問われる場面が出てくることが想定される。初めに単元や題材があるという発想で考えた場合、どのような考えで単元を構成したのかが気にかかることになる。しかし、重要なことは学習内容を分析的に調べ、どの教科の内容が含まれているかを探り出すことではない。例えば、A君のある教科の目標とB君のある教科の目標、C君のある教科の目標を、この一つの単元の中で達成させようと考えて構成した単元であれば、回答はその教科である。そして、一人一人の目標が異なるということは、全員が同じ内容を同じようにすることを重視するのではなく、一人一人の目標を達成できるそれぞれのポイントとなる活動、内容が何処なのかを意識して、活動の流れの中で一人一人の指導に配慮し関わることである。

新学習指導要領の内容を理解し対応していくことは必要であるが、それはこれまで行ってきた教育を変えることを意味するのではない。今を生きる子供たちが生き生きできるように、明日に向かう子供たちが希望と夢を持てるように、そして将来家族や地域に貢献できる大人になれるように、私たちは「児童生徒一人一人のニーズに応じて、一人一人に適切な指導と必要な支援を行うこと」をこれまでどおり継続していくことが大切であると考えます。

特 集

教育研究から 「各教科の指導の充実と『学びの連続性』の実現に向けて」

知的障がいのある児童生徒を教育する特別支援学校における各教科の指導の充実（二次）
～新学習指導要領を踏まえた児童生徒の自立と社会参加に向けた資質・能力の向上を目指す実践研究～

1 はじめに

本研究は、知的障がいのある児童生徒への各教科の指導の充実を図り、児童生徒の自立と社会参加に向けた資質・能力の向上を目指す実践研究です。2年間にわたり、特別支援学校（知的障がい）の研究協力校7校と協働し、新学習指導要領を踏まえた授業研究に取り組んできました。

今回の学習指導要領改訂では、小・中学校等に準じた改善が図られるとともに、「学びの連続性」を重視した対応として、重複障がい者等に関する教育課程の取扱いについて基本的な考え方が明示され、知的障がいのある児童生徒のための各教科が整理され充実しました。こうした背景には、障がいのある者となない者が「地域で共に学び、共に生きる教育」、インクルーシブ教育システムの推進があります。そして、特別支援学校（知的障がい）においても、連続性のある「多様な学びの場」としての学校づくりが求められています。

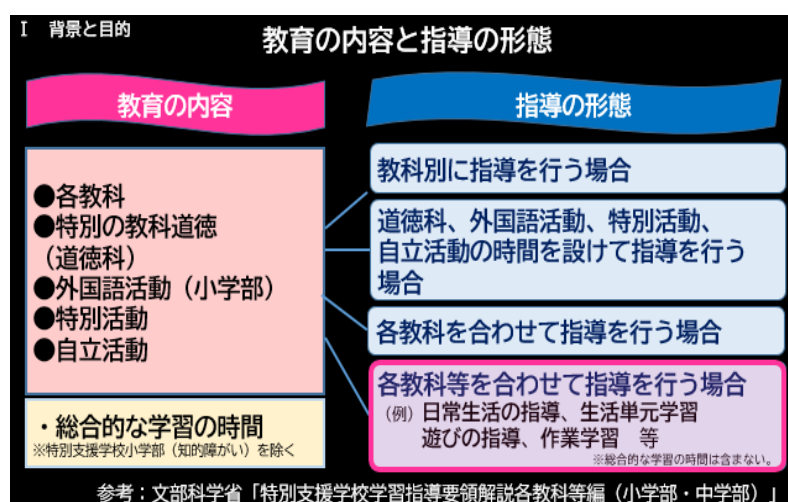
2 知的障がいのある児童生徒のための各教科の指導における課題

本研究（一年次）で実施した「知的障がいのある児童生徒を教育する特別支援学校における教科指導に関するアンケート」から、特別支援学校（知的障がい）において次のような課題があることが分かりました。

- 各教科の目標や内容を踏まえた指導をしている一方で、各教科等を合わせた指導になるとねらいが曖昧になること
- 個別の指導計画による引き継ぎをしている一方で段階的・系統的な学習につながっていないこと

こうした背景として、学習指導要領に示される教育の内容と指導の形態についての理解が不十分であることや、教師の捉え方によって引き継ぐ内容に違いがあることなどが考えられます。

図1は、教育の内容と指導の形態を示しています。教育の内容は、学習指導要領に示されているものです。特に必要な場合を除いて、すべての児童生徒が学ぶ内容になります。指導の形態は、この内容を効果的に指導するための指導の方法です。系統的な学習を行うためには、学習指導要領に示す各教科の段階の内容に基づいて、学ぶ内容をつないでいく必要があります。



〈 図1 教育の内容と指導の形態 〉

3 「学びの連続性」の実現のために

改訂された特別支援学校学習指導要領では、指導の基となる各教科の段階に示す内容そのものが改善されました。また、知的障がいのある児童生徒のための各教科の指導に当たっては、各教科の段階に示す内容を基に、児童生徒の知的障がいの状態や経験等に応じて具体的に指導内容を設定することや、小学部6年間、中学部3年間、高等部3年間を見通して計画的に指導することが明記されました。

このことを受け、当センターでは、特別支援学校学習指導要領に示す各教科の段階の内容と照らしながら、既習事項や習得状況を整理するものとして、別紙「学びの履歴」シートを小学部、中学部、高等部に分けて作成しました。児童生徒が学んできた各教科の段階の内容をどの程度身に付けているかといった学習状況を整理したり、個別の指導計画の補足資料として活用したりすることで児童生徒の学ぶ内容をつなぎ、「学びの連続性」の実現につなげていくことができると考えています。

4 「学びの履歴」シートの活用から

「学びの履歴」シートには、特別支援学校学習指導要領にある各教科の段階に示す内容について、あえて大きな項目のみを掲載しています。授業の根拠として、学習指導要領を確認する手続きをとることで、児童生徒が履修すべき「各教科の段階の内容」を皆で共有し、この内容に基づいて、児童生徒の実態に応じた具体的な指導内容を検討していくことが大切であると考えます。

「各教科の段階の内容」をすべての児童生徒（特に示す場合を除く）に履修させるためには、各校において年間指導計画や教育課程の工夫・改善を図り、各教科を組織的・計画的に指導していく必要があります。日々の授業においても「各教科の段階の内容」に基づき、具体的な指導内容が展開されるように、学校全体で取り組んでいく必要があります。各教科の指導に当たっては、「学びの履歴」シートの活用等から、児童生徒の学習状況を整理し、学ぶ内容を明確にして、児童生徒の学習をつないでいく工夫が大切であると考えます。

二年次の取組では、研究推進モデル校のあぶくま支援学校と石川支援学校の協力により、「学びの履歴」シートの活用と検証を行い、その効果や改善点を明らかにすることができました（表1）。

活用の効果	改善を要する点
◎ 学習状況を（指導の根拠となる）各教科の段階の内容に基づいて整理できる。	○ 各教科の段階の内容について、「習得」の判断が難しい。
◎ 引継ぎ資料（個別の指導計画の補助資料）として、学んだ内容の大体が分かる。	○ 重度重複障がいの児童生徒の場合、同じ段階の中で、詳細な記載が必要である。
◎ 学習状況を可視化することで、未学習の内容を意識的に指導することができる。	○ 引継ぎ資料として、詳細の把握が難しい（各教科の内容の、どの指導事項を習得しているかシートに記載が残らない）。

〈 表1 「学びの履歴」シートの活用における効果と改善を要する点 〉

研究推進モデル校では、「学びの履歴」シートの活用を通して、さらに具体的な指導内容を設定するために、児童生徒の各教科の学習状況をより詳しく把握するための補足資料の作成、各教科の指導と評価を充実させるための学習指導案の様式や授業研究会の工夫などが行われました。

5 各教科の指導の充実と「学びの連続性」の実現に向けて

知的障がいのある児童生徒のための各教科は、小学部3段階、中学部2段階、高等部2段階で目標や内容が示されています。「学びの連続性」を実現するために、各教科の指導に当たっては、この各教科の段階の内容に基づいて指導内容を設定し、児童生徒が学ぶ内容をつないでいく必要があります。

各教科の指導は、教科別に指導する場合と、各教科等を合わせて指導場合があります。12年間の学びの中で、児童生徒の資質・能力を最大限に育むために、各教科の内容に示す事項をどのように取り扱い、効果的に指導するか、指導の形態の選択を含めて考えていくことが大切です。

また、各教科等を合わせて指導する場合において、指導内容は、学習指導要領に示される各教科、特別の教科道徳（道徳科）、外国語活動（小学部）、特別活動、自立活動の内容を基に設定しますが、資質・能力の育成に生かすように各教科等の目標の実現に向けた学習評価の工夫が求められます。

6 おわりに

2年間の実践研究から、知的障がいのある児童生徒を教育する特別支援学校における各教科の指導の充実のためのキーワードをまとめると、次のようになります。

<各教科の指導の充実のためのキーワード>

○ 学習状況の整理・把握

学習指導要領に示された各教科の目標及び内容に基づいて、児童生徒個々の学習状況を整理し、把握することで、各教科の指導における個別の指導目標や指導内容を具体的に設定することができる。

○ 学ぶ内容を明確にし、つなぐこと

学習指導要領に示された各教科の目標及び内容に基づいて、単元（題材）の指導目標及び指導内容を明確にし、単元間や学年間の学習内容をつなぐことで、各教科の系統的な指導ができる。

○ 自立活動との関連の整理

各教科と自立活動の指導目標設定の手続きの違いに留意し、各授業における教科と自立活動のそれぞれのねらいと関連を整理することで、指導の意図を明確にすることができる。

○ 主体的・対話的で深い学びの実現

単元（題材）のまとまりを通じて、主体的な学び、対話的な学び、深い学びの視点で手立てを工夫・改善することで、各教科の資質・能力の育成に迫ることができる。

○ 学習評価と授業改善

観点別学習状況の評価を行うことで、児童生徒の学習状況を分析的に捉え、指導の改善に生かすことができる。また、単元（題材）においても、学習評価を適切に行うことで、具体的な授業の改善に生かすことができる。

○ 年間指導計画の工夫

学校や学部における指導の重点、内容の系統性、適切な時期等を踏まえ、単元（題材）の時数や配列など、年間指導計画を工夫することで、組織的・計画的な各教科の指導と評価を行うことができる。

このような各教科の指導の充実に向けた取組は、特別支援学校（知的障がい）における「学びの連続性」を実現し、学校の教育活動の質的向上を図るカリキュラム・マネジメントにつながるものと考えます。

最後に、各教科を学ぶことにより、児童生徒は多様なものの見方・考え方を学びます。1つの物事を様々な角度から見たり考えたりする力は、児童生徒の日々の生活をより豊かにし、自立と社会参加に向けて、様々な可能性を広げていきます。こうした児童生徒の学びの充実につながるように、当センターでは、これからも本研究の成果の波及に努めていきます。

なお、「学びの履歴」シートは、当センターのWebサイトに掲載していますので、児童生徒のよりよい指導のために御活用ください。

< 別紙 >

【学びの履歴】小学部 教科一覧 ※一部抜粋

小学部	学年	氏名	記入日	年	月	日
-----	----	----	-----	---	---	---

	1 段階		習得状況	2 段階		習得状況	3 段階		習得状況	備考欄
生活	基本的生活習慣			基本的生活習慣			基本的生活習慣			
	安全			安全			安全			
	日課・予定			日課・予定			日課・予定			
	遊び			遊び			遊び			
	人との関わり			人との関わり			人との関わり			
	役割			役割			役割			
	手伝い・仕事			手伝い・仕事			手伝い・仕事			
	金銭の扱い			金銭の扱い			金銭の扱い			
	きまり			きまり			きまり			
	社会の仕組みと公共施設			社会の仕組みと公共施設			社会の仕組みと公共施設			
	生命・自然			生命・自然			生命・自然			
	ものの仕組みと働き			ものの仕組みと働き			ものの仕組みと働き			
国語	知識及び技能	言葉の特徴や使い方		知識及び技能	言葉の特徴や使い方		知識及び技能	言葉の特徴や使い方		
		我が国の言語文化			我が国の言語文化			話や文章の中に含まれる情報の扱い方		
	思考力 判断力 表現力 等	聞くこと・話すこと		思考力 判断力 表現力 等	聞くこと・話すこと		思考力 判断力 表現力 等	聞くこと・話すこと		
		書くこと			書くこと			我が国の言語文化		
		読むこと			読むこと			読むこと		
	算数	数量の基礎	具体物に関わること		数と計算	10までの数の数え方や表し方、構成		数と計算	100までの整数の表し方	
ものとものを対応させること				図形		ものの分類			整数の加法及び減法	
数と計算		数えることの基礎		図形	身の回りにあるものの形		図形	身の回りにあるものの形		
図形		ものの類別や分類・整理			測定	身の回りにある具体物の量の大きさ 二つの量の大きさ			角の大きさ	
測定		身の回りにある具体物のもつ大きさ		データの活用	ものの分類		測定	身の回りのものの量の単位と測定		
					同等と多少			時刻や時間		
					○×を用いた表			データの活用	身の回りにある事象を簡単な絵や図、記号に置き換えること	

調査研究から 「合理的配慮の充実に向けて」

発達障がいの可能性のある児童生徒を含む 特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査研究（二次） ～合理的配慮の提供の充実に向けた実践研究～

1 本研究について

本研究では、一年次研究として「発達障がいの可能性のある児童生徒を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」を実施し、小・中学校、義務教育学校の通常の学級及び高等学校に在籍し、学習面や行動面等で特別な教育的支援を必要とする児童生徒の状況と、各学校における合理的配慮の提供状況及び課題を把握しました。

(1) 特別な教育的支援を必要とする児童生徒の在籍状況		(2) (1)のうち合理的配慮の提供を受けている児童生徒		※本人・保護者のうちいずれか、または両方との合意形成の上、合理的配慮の提供を受けている割合	
①小・中学校	6.0%	小・中学校、高等学校	計 30.7%		
②高等学校	2.4%				
(3) 合理的配慮の提供に関する学校としての課題（複数回答）（小・中学校及び高等学校全体の割合）					
①理解	51.6%	⑤文書明記	32.6%	⑨提供プロセスの理解	39.8%
②申請方法	45.4%	⑥校内体制	42.5%	⑩特になし	5.0%
③調整方法	34.4%	⑦評価・見直し	23.8%		
④合意形成	32.5%	⑧引継ぎ	14.0%		

【調査結果 平成31年3月 福島県教育委員会】

上記の結果から、特別な教育的支援を必要とする児童生徒は一定程度在籍するものの、合意形成の上、合理的配慮の提供を受けている割合は必ずしも高くはないことが明らかになりました。また、合理的配慮の提供に関する課題として、教職員の理解が最も多く挙げられました。そこで、二次は合理的配慮の提供の充実に向けて、7校の研究協力校（以下、協力校）において実践研究を行いました。

協力校においては、文部科学省が示した「合理的配慮の提供のプロセス（例）」を基に、「合理的配慮の提供計画」を作成し、計画に沿った取組を進めました。

校種及び校名		地区
小	伊達市立伊達小学校	県北
	南会津町立田島第二小学校	南会津
	南相馬市立鹿島小学校	相双
中	郡山市立行健中学校	県中
	西郷村立川谷中学校	県南
高	小野高等学校	県中
	四倉高等学校	いわき

【研究協力校】

2 合理的配慮の提供の充実に向けたシンポジウム

(1) シンポジウムの概要

12月6日に開催した当センターの研究発表会では、「合理的配慮の提供の充実に向けて」というテーマで協力校の代表者をシンポジストとして、また、本研究のアドバイザーでもある福島大学人間発達文化学類 准教授 高橋純一先生を指導助言者とし、シンポジウムを行いました。

シンポジウムでは、協力校の取組のうち「合理的配慮に関する理解を促す取組」と「合理的配慮の提供の実際」の二つを話し合いの柱とし、各校の取組を紹介しながら、課題など



【シンポジウムの様子】

についてシンポジスト同士意見を出し合いました。また、後半では会場からの質問や意見も取り上げ、参加者一同で、合理的配慮の充実に向けてどのように取り組んでいけばよいのか考えました。

(2) シンポジウムの実際

ここでは、シンポジウムで紹介していただいた協力校の取組を紹介します。

① 合理的配慮についての理解を促す取組について

ア 教職員の理解を促す取組

<校内の資源を活用した取組>

【行健中学校】

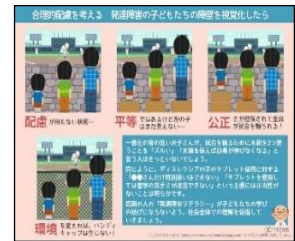
「管理職及び特別支援教育担当者による説明」

校長が職員会議において「合理的配慮」を提供することに関して法的根拠等について説明をしました。また、特別支援教育担当者を中心に合理的配慮の定義や具体例について研修を行いました。

【四倉高等学校】

「特別支援教育コーディネーターによる研修会」

職員会議において、特別支援教育コーディネーターが作成した資料を活用し、30分間程度で「合理的配慮」に関する研修会を実施しました。

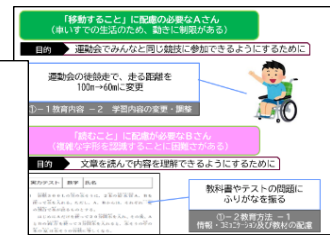


<外部関係機関等を活用した取組>

【川谷中学校 他】

「外部講師による研修会」

学校が時間を設定し、教育事務所や特別支援教育センター等の指導主事を講師に「合理的配慮」に関する研修会を実施しました。



【小野高等学校】

「学校訪問時の協議題として研修」

学校訪問時に各学校が設定できる協議題を「特別支援教育」とし、全教職員で抽出生徒の支援策を検討し、合理的配慮について考えました。

イ 児童生徒・保護者の理解を促す取組

<児童生徒の理解を促す取組>

【田島第二小学校】

「全校集会等における説明」

全校集会において、特別支援教育コーディネーターが特別支援学級や通級指導教室の学習内容について全校児童に伝えました。また、通常の学級においても学習や生活で困ったことがあれば支援を受けることができると伝えました。

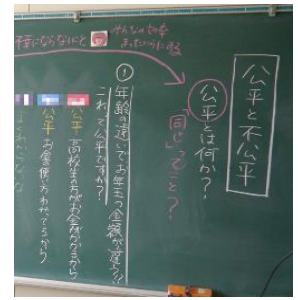


【川谷中学校】

「道徳科の授業における合理的配慮の理解促進」

学級担任が、道徳科の授業において「公平・公正」と関連させ、合理的配慮について話し合いの機会を設定しました。

【板書の実際】 ※公平とは何か、日常生活の場面から考えた。

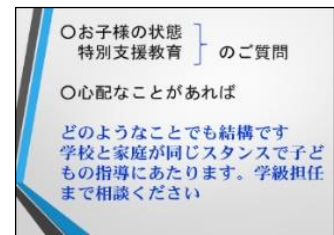


<保護者の理解を促す取組>

【伊達小学校】

「PTA総会における説明」

年度当初のPTA総会において、校長がスライドを作成し、特別支援教育の考え方について説明しました。その中で、学校はいつでも相談を受け入れ、支援を行う体制を整えていることも伝えました。



【田島第二小学校】

「保護者向け講演会の実施」

1学期末の保護者会において、校長と外部講師（特別支援教育センター指導主事）が「障がいとは何か」というテーマで説明（講演会）を行いました。



【鹿島小学校】

「合理的配慮に関する理解を促す文書の配付」

全家庭に「合理的配慮に関する相談申し込みについて」という文書（申請書）を配付しました。文書の作成に当たっては、合理的配慮の具体例を掲載したり、「障がいのある人」という表現ではなく、「困難さ」という言葉を使ったりするなど、保護者の理解を得られるよう工夫と配慮をしました。

教育内容に関する例

- プリントなどの記入欄を広めにする。
- 課題を忘れず最後までやり遂げられるようにメモを使用させる。
- 読む・書く学習が苦手なので、マス目の大きなノートやプリントを使用する。
- 書くことに時間がかかるので、個別に書く分量を調整し負担を軽くする。
- 指よりもブロックなどの具体物を使用する。

保護者様 令和 年 月 日

合理的配慮に関する相談申し込みについて

鹿島市立鹿島小学校 〇〇 〇〇

〇〇の頃、保護者の皆様にはますますご多難のこととお喜び申し上げます。また、日頃から本校教育活動にご協力いただきまして、心から感謝申し上げます。

本校ではお子さんが安心、安全な学校生活が送れるように合理的配慮に関する相談を受け付けています。合理的配慮とは、お子さんの困難に対して、どうしてもお子さんが最大限に力を発揮できるか、参加の活動が充実できるかを考え、支援や配慮を行うことです。

大まかな内容には、『教育内容・方法に関すること』『支援体制に関すること』『施設・設備に関すること』が該当します。

下記は支援や配慮の一例で、実際はお子さんに合わせたものになります。お子さんのことで気になることがございましたら、まず気軽にご相談ください。

<p>教育内容に関する例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ プリントなどの記入欄を広めにする。 ○ 課題を忘れず最後までやり遂げられるようにメモを使用させる。 ○ 読む・書く学習が苦手なので、マス目の大きなノートやプリントを使用する。 ○ 書くことに時間がかかるので、個別に書く分量を調整し負担を軽くする。 ○ 指よりもブロックなどの具体物を使用する。 	<p>教育方法に関する例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指示を音声だけでなく、黒板に文字でも出す。 ○ やさしい言葉や絵、黒板のイラストで説明し、読みかえたり、内容を繰り返したりする。 ○ 授業の位置を直し、前向きで授業が受けやすいようにする。 ○ 思いがけないことを突如に授業にしないように、授業のルールを分かりやすく掲示する。 ○ よい姿を認めるような学習者の学習意欲を促す。
<p>支援体制に関する例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学習支援員が手帳やノートを替えるように「書きかけたり、内容を眺めたりする」。 ○ 必要な学習器具を準備する。 ○ 外部の専門家から助言をもらう。 	<p>施設・設備に関する例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 黒板が壊れたり、奥持ちが高かったりしたときにクレーンで交換したり、手直しをする。 ○ 教室の照明を調節する。 ○ 教室の温度を調節する。

1 相談窓口 担任、校長、教員、特別支援教育コーディネーター等
2 申込方法 相談申込書を学級担任までご提出ください。
3 相談の回数 担当より連絡し、相談日を調整致します。お話を伺って、どのような支援や配慮が必要なのかを確認致します。 (事務担当 特別支援教育コーディネーター 〇〇 〇〇)

鹿島小学校長 様 令和 年 月 日

合理的配慮に関する相談申込書

年 組 氏 名

相談事項に大変ついでください。 【教育内容・方法】 【支援体制】 【施設・設備】 【その他】

各協力校が自校の状況に応じた「合理的配慮の提供計画」を作成し、取組を進めたことで、教職員の合理的配慮や提供プロセスについての理解が高まりました。その結果、児童生徒・保護者から合理的配慮に関する新たな申し出があったケースや、これまで学校で行ってきた支援について合意形成に至るケースが見られるなど、合理的配慮の提供の充実につながりました。

② 合理的配慮の提供の実際について

合理的配慮の申し出から提供までどのような取組がなされたのか、一つの事例を紹介します。

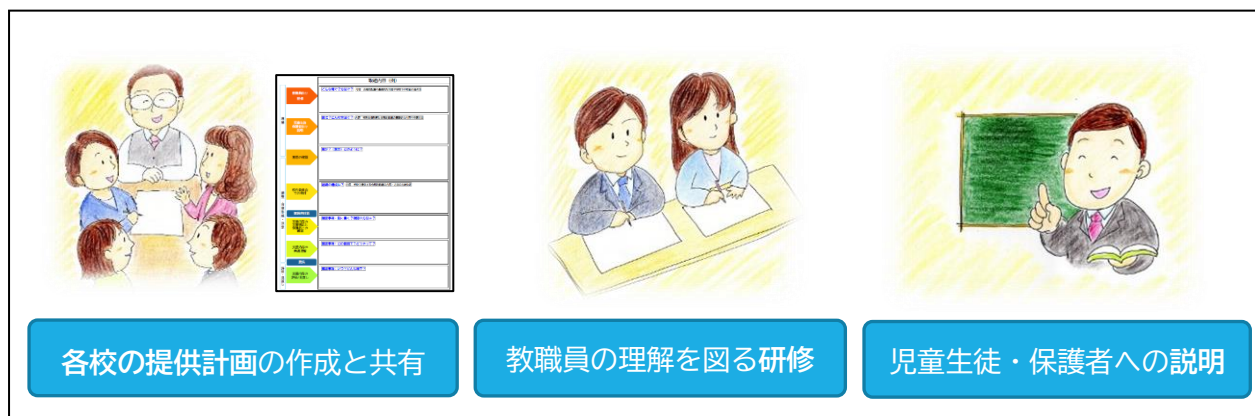
<四倉高等学校の事例>



3 合理的配慮の充実に向けて大切なこと

2年間の調査研究を通して、学校における合理的配慮の提供を促進していくためには、合理的配慮に関する「提供計画の作成と共有」「教職員の研修」「児童生徒・保護者への説明」の3つが大切であることが分かりました。

協力校との実践研究において、3つの取組には、学校の状況に応じて様々な取り組み方がありますが分かりました。当センターとしては、本研究で得られた成果を広く県内に波及できるように研修等の充実を図って参ります。県内すべての学校で校内体制が整備され、合理的配慮が提供されることで、児童生徒一人一人が持てる力を最大限に発揮しながら、「地域で共に学び、共に生きる教育」の実現につながると考えます。



【合理的配慮の提供を促進するために大切な3つのこと】

地域における特別支援教育の充実を目指して

教員研修から

教員研修で大切にしてきたこと ～学校における特別支援教育の充実を目指して～

今回の学習指導要領の改訂で、特別支援学校はもとより、幼稚園、小・中学校、高等学校においても特別支援教育に関する内容が充実しました。そこで、特別支援教育に関する専門性の向上を図るために、今年度の研修講座において、当センターが特に大切にしてきたことは以下の二つです。

一つ目は、「学習指導要領を踏まえた研修講座の充実」です。学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえた授業づくりを目指して、例えば「知的障がいのある児童生徒の教科指導充実」や「流れ図を基にした自立活動の指導目標と指導内容の設定」等の内容を取り入れました。

二つ目は、「合理的配慮に関する理解啓発を図る研修講座の充実」です。学校における合理的配慮の提供を推進するために、合理的配慮に関する基礎的事項や3観点11項目に基づいた支援策の検討等の内容を取り入れました。

今年度の研修講座の中から研修内容の一部を紹介します。

【基本研修】 ○初任者研修 ○2年次教員フォローアップ研修 ○経験者研修Ⅰ・Ⅱ

特別支援学校教員を対象とした経験年数に応じた「基本研修」では、学習指導要領の改訂に伴い、理解啓発のため、全ての講座で新学習指導要領についての内容を取り上げました。初任者研修では単元全体を見通した上で、ねらいを明確にした授業構想について、経験者研修Ⅰでは年間を見通した評価計画を明確にした指導計画の作成について、経験者研修Ⅱでは、カリキュラム・マネジメントの視点を取り入れた授業構想について、講義・演習を行いました。

「経験者研修Ⅱ」の紹介

<研修のキーワード>

- ◇育成を目指す資質・能力
- ◇主体的・対話的で深い学び
- ◇カリキュラム・マネジメント
- ◇指導と評価の一体化

<活用した資料>

- ・学習指導要領
- ・平成31年度学校教育指導の重点
- ・福島県版 校長及び教員としての資質の向上に関する指標 (H29.12 福島県教育委員会)
- ・ふくしまの「授業スタンダード」(H29.4 福島県教育委員会) 等

「単元等のまとまりを見通した学びの確認シート」(福島県特別支援教育センター)

経験者研修Ⅱ 演習資料 「単元等のまとまりを見通した学びの確認シート」

教科・領域名・学年・「単元・題材名」 *知的障がいの教育課程で学んでいる場合は教科・段階・「単元・題材名」
指導形態 「 」
単元名 「 」

この単元に身に付けさせたい力
単元・題材の目標

【指導計画総時数()時間】

単元の導入	どのように学ぶか	単元のまとめ
学習活動		
内容		

*主体的は□ 対話的は○ 深い学び◎
題材や単元のまとまりの中で、3つの観点(主体的、対話的、深い学び)を満たしているか、それぞれの観点の内容と相互のバランスに配慮

<研修者の感想>

- ・単元のまとまりを見通した学びの確認シートを基に授業づくりを今後していきたい。
- ・授業を考える上で学習指導要領をどのように使っていけばいいのか分かった。使い方が分かれば、授業の大いなる味方になる。
- ・学校の事後研究会でも、1時間の授業だけでなく、単元の構想や□・○・◎の授業改善の視点等を協議していきたい。

授業を1時間ごとではなく、単元のまとまりで構想を整理するシートであり、あらかじめ授業改善の視点である「主体的・対話的で深い学び」をどのように設定し構成するか考えることができます。

- 【**職能研修**】 ○特別支援学級等新任担当教員研修会
 ○特別支援学級担当教員（経験三年）研修会
 ○小・中学校、高等学校、特別支援学校特別支援教育コーディネーター研修会
 ○通級指導教室担当教員研修会
 ○特別支援学校訪問教育・医療的ケア担当教員研修会

職務に応じた職能研修では、調査研究と関連させ「合理的配慮」の提供の充実に向けた研修講座の充実を図りました。小・中学校特別支援教育コーディネーター研修会では、合理的配慮についての基本的な内容を押さえ、児童生徒の「困難さ」から「背景要因」を推測し「必要な支援」を3観点11項目で整理する演習を行いました。

「小・中学校特別支援教育コーディネーター研修会」の紹介

<活用した資料>

- ・学習指導要領
- ・福島県版 校長及び教員としての資質の向上に関する指標（H29.12 福島県教育委員会）
- ・発達障害を含む障がいのある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン（H29.3 文部科学省）

「3観点11項目 懇談メモ」（福島県特別支援教育センター）

Ⅲ-2 合理的配慮の提供に当たって 合理的配慮の提供のためのコーディネートアイデア（例） ☆④-1

3観点11項目 懇談メモ（縦版）

◎予想される困難さ
 →どうしたら本人が最大限に力を発揮できるか、参加や活動が充実できるか（配慮、支援、内容の変更調整等）

診断名等	
教育内容	①学習や生活
	②学習内容 (変更・調整)
方法	③情報 コミュニケーション 教材（補助具等）
	④学習機会や体験の視点から
	⑤心理面・健康面
支援体制	⑥専門性のある 指導体制
	⑦友だち、教員 周囲の理解
	⑧災害時等の 支援体制
施設 設備	⑨校内環境 バリアフリー
	⑩特性等に応じた教室・設備環境
	⑪災害時等への対応に 必要な施設等への配慮

参考：文部科学省「教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～」(平成25年10月)
 福島県特別支援教育センター

<研修のキーワード>

- ◇特別支援教育の動向
- ◇合理的配慮の提供に向けて
- ◇保護者や関係機関との連携
- ◇個別の教育支援計画の活用

<研修者の感想>

- ・通常の学級における個別の教育支援計画を作成していきたい。
- ・特別支援教育の最新の動向や具体例、特別支援教育コーディネーターの役割や合理的配慮について改めて講義や協議を通して学ぶことができた。
- ・個別の教育支援計画の様式についても一度見直そうと思った。
- ・合理的配慮について、現職教育で今年度取り上げてみたい内容であったので、資料を活用したい。

合理的配慮を3観点11項目で整理することで、支援内容について様々な視点で考えることができます。

【専門研修】○「発達障がいの教育」「特別支援教育の充実」「特別支援教育実践力アップ」等に関する16講座

特別支援教育に関する教員の専門性を高める専門研修では、学習指導要領の改訂を踏まえ、新規講座を立ち上げました。そのうち「自立活動の指導の充実 ～新学習指導要領を踏まえて～」において、自立活動の流れ図に沿って実態把握から課題相互の関連を図り、目標及び具体的な指導内容を設定し「自立活動の個別の指導計画」を作成する演習を行いました。

「自立活動の指導の充実」研修講座の紹介

<活用した資料>

- ・学習指導要領解説 自立活動編
- ・「個別の指導計画様式例」(福島県特別支援教育センター)

実態把握情報収集シート

<研修のキーワード>

- ◇実態把握
- ◇指導すべき課題の明確化
- ◇6区分27項目
- ◇課題相互の関連

【事例を用いた演習】

特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編 (H29) 図14 高機能自閉症(アスペルガー症候群を含む)より

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成
<p>急に寒くなっても薄着のまま登校する。</p> <p>寒暖に合わせた衣服の調整が苦手。</p>	<p>友達とうまく関われないことを自覚。不安が強くなっている。</p> <p>思春期。人間関係への課題に大きな不安がある。</p>	<p>低学年の時は学級の友達と遊んでいたが、最近は一人で図書室などで過ごすことが多い。</p> <p>自分の興味関心についてクラスメイトが話を聞いてくれないと訴える。</p> <p>登場人物の心情を推察することは苦手。</p>
<p>学習の内容はおおむね定着している。</p> <p>進行表があれば、司会などを上手に務める。</p> <p>寒さや暑さの感覚が他の児童と違う。</p> <p>止め、はね、はらいを強調した独特の字を書く。</p>	<p>最近エプロンの紐や髪を後ろで束ねることができるようになった。</p> <p>指先の巧緻性が徐々に身についてきた。</p> <p>年齢相応に身だしなみを整えることが困難。</p>	<p>友達に「その服似合っていない」と言い、泣かせたことがある。その場で謝ったが、「本当のことを言っただけ」と日記に書いた。</p> <p>友達が使っている流行語などが分からない。</p>
<p>忘れ物はほとんどない。</p> <p>一度身に付けると、周囲の状況に影響されずに行動できるよさがある。</p> <p>気温の変化を感じ取る感覚面での鈍感さ。</p> <p>全体より部分を優先する。</p>		<p>友達との距離を感じ、今は一人になることを心配している。</p> <p>相手の表情や態度から総合的に判断するのではなく、話し言葉や文字情報に依存して判断する傾向。</p> <p>年齢に応じたコミュニケーション方法が身についていない。</p> <p>人間関係が複雑になる前に、苦手なことや不安なことを相談する力を育てることが必要。</p>

対象となる児童生徒の実態を書いた付箋紙を、6区分に分けたワークシートに貼りながら、全体像を捉えて課題を明確化し、課題相互の関連を検討しました。

<研修者の感想>

- ・自立活動の個別の指導計画を作成する手順が自分の担当する児童の指導計画を作成しながら学ぶことができてよかった。クラスの他の生徒の分も作成したい。
- ・目標設定や課題を考える時の考え方や整理の仕方が参考になった。
- ・個別の指導計画の書き方が分かり、優先すべき指導目標が見えてきた。
- ・今までどのように設定することが有効なのか分からなかったが、自立活動の課題設定の仕方がよく分かった。

紹介した研修の他にも、多くの講座で学校にもどってから活用してもらえるような演習や疑似体験等を取り入れています。今後も、研修者のニーズに合わせた講座内容となるよう工夫していきたいと考えています。ぜひ、当センターの研修講座を受講してみてください。

1 はじめに

当センターでは、障がい等の心配のある乳幼児、児童生徒やその保護者（家族）、学校等との教育相談を行っています。電話相談と来所相談を行っており、特別支援教育の視点を踏まえながら一緒に疑問や悩みについて話し合っていくことで、子どもたちの成長を促していくことを目的としています。教育相談を進める上では、以下のような視点を大切にしています。

- ①保護者等の話の**傾聴**に努める
- ②子どもの全体像を的確に捉え、総合的に**子どもを理解**することに努める
- ③具体的な支援策を**相談者の気付き**の中から提案する

保護者はわが子の成長や学校生活等に悩み、動揺や不安、混乱、葛藤、学校への期待、子どもへの期待、助けを求める気持ちなど、様々な思いを抱えて相談にやってきます。教育相談は、保護者の思いを聴くところから始まりますが、保護者との相談を進めるに当たって大切にしていることを御紹介します。

2 保護者との相談を進めるに当たって大切にしていること

☆保護者の背景を考える☆

保護者との相談の中で、このような姿を見ることはありませんか？

- ・気持ちが不安定
- ・無関心な態度
- ・投げやりな言葉
- ・要求の強さ・攻撃的な態度
- ・必要以上に笑いを交えて話す 等



保護者の子育てについての悩みが大きいほど、その思いは様々な形で表れます。焦りから学校への要求が強くなっていたり、不安を笑いで隠そうとしたり・・・保護者がどうしてそのような発言や行動をしているのか、そうせざるを得ない理由は何か、保護者が抱える背景を想像していくことが大切です。保護者の背景として、生徒指導提要などを踏まえ、以下のことが考えられます。

育てにくさ	・・・障がいの特性や行動の状況等により、何らかの育てにくさを感じている。
家庭の風土・状況	・・・家族構成や関係性、地域の状況、家庭風土等が子育てに影響している場合がある。
それぞれの生活・価値観	・・・様々な生活スタイルや子育ての考え・価値観がある。
家族支援が必要な場合	・・・保護者や家族に支援が必要なケースがある。
ゆとりのなさ	・・・経済面や夫婦関係の問題などで、保護者自身のゆとりがない。
親行動を学び、身に付ける機会のなさ	・・・適切な家庭教育を受けることなく育ち、そのためによい親モデルに出会うこともないまま親になり、手探りで子育てをしている。
生じている問題の重さ	・・・周囲がいろいろと手を尽くしても容易に改善せず、保護者と教員の双方にあせりやいらだち、無力感、将来への不安などが存在している。

困難さは子どもだけでなく、保護者自身も抱えているかもしれないと想像しながら、本当の思いは何なのかを丁寧に聴いていくことを心掛けています。

☆カウンセリングマインド☆

保護者が安心して相談できるよう、カウンセリングの基本的な態度として重要な「傾聴・共感・受容」に努めています。

教育相談の基本的姿勢

基本は相手の立場に立って、よく聴くことです。話を十分受け止めることで、相手が「分かってもらえた」という実感を得ます。
以下の3つの態度を、**カウンセリングマインド**と言います。

傾 聴

- 相手の立場に立って、よく聴く。
- 本当は何を言いたいのか、何を望んでいるのかを聴き取ろうとする。

共 感

- 相手の感じていることや思いを、自分も同じように感じたり理解したりしようとする。相手の気持ちに寄り添う。

受 容

- 相手の考え方を尊重して受け止める、これまでの頑張りを肯定的に認める。

<傾聴>

相談の申し込みの時には、悩んだり混乱したりして、保護者自身が何に困っているのかを整理できていないことがあります。また、わが子のことを相談できる人がなかなかいない場合もあります。まずは、保護者が話したいことを十分話すことができるよう、傾聴に努めます。

<共感>

保護者が安心して話せる場では、自分の思いを話してくれます。その時には、保護者が感じたこと、考えたことを否定せず、保護者の言葉を繰り返しながら、共感に努めます。そのことで、保護者の気持ちに寄り添いながら聴いているというメッセージを発信します。

<受容>

保護者の背景にもあるように、一人一人様々な価値観を持っています。時には、相談担当者の考えと異なる時もあるかもしれませんが、保護者は保護者なりの価値観で頑張っています。そのことを認めていくことで、保護者がこれからも頑張ろうという気持ちになるよう後押しをしていきます。

3 おわりに

わが子に障がいの心配がある時、そこに向き合うにはエネルギーが必要で、大きな葛藤や苦しみが伴います。保護者が前向きな気持ちで子どもと向き合えるまでのプロセスや期間は様々です。そのことを踏まえ、わが子を見つめるプロセスに寄り添っていきたくと思っています。

相談を重ねることで、保護者自身が様々なことに気付いていきます。時には、ニーズが変化していくこともあります。また、保護者が自らの気付きを語りはじめ、自ら方向性を決めていくことができるようになっていきます。子どもの支援の主体である保護者が、思いを整理し、子どもに向き合うエネルギーを少しでも回復することができればと願っています。



学校・地域支援から

子どものよりよい支援のために、ケース会議を開いてみませんか！

1 はじめに

当センターでは、支援を必要としている子どもに対し、各学校等が適切な支援を行うことができるように、学校・地域のニーズや状況に応じた支援を実施し、地域の特別支援教育の充実を推進する、学校・地域支援活動を行っています。

具体的には、以下のような支援をしています。

- ① 学校等への支援
 - ・ 教育実践への支援
 - ・ 校内支援体制整備への支援
 - ・ 専門機関との連携
 - ・ 合理的配慮の提供の推進に向けた支援 等
- ② 地域における支援体制の構築への支援
 - ・ 市町村教育委員会や教育事務所、保健・福祉との連携
 - ・ 各種協議会等との連携
 - ・ 特別支援学校の地域支援センターとの連携（センター的機能の活用） 等

学校・地域支援活動の実施にあたり、「ケース会議をしたいが、誰に相談すればいいのか分からない・・・」「ケース会議は開かれたけれど、情報交換で終わってしまって、結局どうすればいいのか、分からない・・・」という声がよく聞かれます。学校の子どもを支援したいと願いながらも、こんな気持ちになったことはありませんか。

そこで、支援を必要としている子どもに対し、各学校等が適切な支援を行うのに役立つ情報として、「ケース会議」の進め方について紹介します。

2 ケース会議について

(1) ケース会議とは

「ケース会議」とは、支援を必要としている子どもに対し、現状を整理し、支援策と役割分担を決定するための話し合い、つまり「支援会議」です。担任一人ではできないことも、学校の教職員や関係機関がチームを組み、役割分担をすることで、支援の幅や可能性が飛躍的に広がります。

「ケース会議」では、子どもの支援策の検討のほか、関係機関との情報共有、支援を実施した結果の確認と今後の指導・支援の方向性の確認なども行います。

(2) ケース会議のメリット

- ① 複数の教職員で考えることで、幼児、児童生徒の多様な見方、考え方から複数の支援策が生まれる。
- ② 子どもの理解と支援策が共有できる。
- ③ チームで対応することで“一人で頑張らない”ための連携の仕方の確認ができる。

(3) ケース会議のメンバー

- 気軽に話し合えるメンバー 3～4人で。
(学年、教科担任、教務担当、養護教諭、研修グループ、特別支援教育コーディネーター等)
- 校内組織（特別支援委員会、生徒指導協議会等）を活用して。
- 必要に応じて、管理職、対象とする子どもの関係する外部の人も。

(4) ケース会議を進めるポイント

まず、話し合いのルールを確認する。

- ① 取り上げたい行動（事実）を確認しておく。 **※1つに絞る！！**
- ② 「ゴールは具体的な支援策を共有すること」を確認する。
- ③ 担任や担当のこれまでの取組、質問や考えた支援策に対して、批判的、否定的な発言をしない。
- ④ 出された意見は全て取り上げる。
- ⑤ 良い悪いではなく、子どもに合っているかどうかの視点で話し合う。

(5) ケース会議の進め方

【手順1】気になる子どもの行動を一つ取り上げ、具体的な行動について話し合います。

- 行動の事実を整理し、その子の思いや行動をとった意味などを考えることが大切です。

【手順2】子どもの立場から、子どもの思い・考えや判断を推測したり、行動の背景や要因を推測したりして、つまずきの原因を考えます。

- 「暴言を吐く」「指示を聞かない」「離席をする」など、どの行動をとっても、子ども一人一人の背景や要因は違います。
- 子どもの思いや背景を考えずに、子どもにかかわっている人の思い（支援策）を押しつけすぎると、うまくいかない原因となります。

【手順3】たくさんの支援策を出し合い、その中から実践できそうな支援策を選び、支援の役割分担を確認します。

- できそうな支援策を宣言し、明日からの授業や子どもとのかかわりに生かしていきます。話し合いがすぐに生かせるようにすることが大切です。

3 おわりに

ケース会議は、子どもや保護者、教師が困っている状況を改善していくために、それぞれの立場で今できることを考える場です。どの学校も多忙な状況ですが、ケース会議を効率よく繰り返すことで、教師の子どもの見方と行う支援が変わります。また、子どもの姿が変わると、結果として、教師の負担も軽減されます。子どものより良い支援のために、ケース会議の充実に向けて、一步を踏み出してみませんか。そして、誰かが一人で抱え込むことなく、教職員や関係機関がチームとして取り組んでいくことで、学校としての支援力を高めていきましょう。

長期研究員より



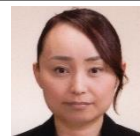
長期研究員の研究紹介



困難さに寄り添う通常の学級における算数科授業づくり（一年次）

～つまずきの背景をとらえた指導の工夫と個別の配慮～

長期研究員 遊佐 和江



通常の学級で行われる算数の授業で、どうしても一斉指導での理解が難しい子がいます。個別指導を繰り返しても、理解できなかつたり、次の日には忘れてしまつたり、……。そこで、そのような子について、算数の授業だけでなく、学校生活全般の行動観察を中心に、諸検査の結果など、その他の手がかりとのつながりを考え、より詳しく実態把握を行いました。そこでとらえた「なぜつまずくのか？」という背景をもとに、授業時間内に学級全体に行う指導の工夫と、個に応じて行う個別の配慮を検討しました。つまずきの背景をとらえてから指導法を検討することで、児童の変容により、担任が効果を実感できる場面が増え、やりがいを感じるなどの成果も出ています。

特別な教育的支援を必要とする児童に対する効果的な生徒指導の在り方（一年次）

～児童の思いや願いに視点をあてた児童理解を通して～

長期研究員 山内 裕美



「一方的に教師が児童に指導をする」という従来の生徒指導のイメージを変えたい！そんな思いから、児童の思いや願いに視点をあてた児童理解を通して、より効果的な生徒指導の研究を始めました。担任との放課後の協議では、児童の行動の裏側にある思いや、「本当はこんな自分になりたい」といった児童の思いや願いに視点を向けられるように、問い返しの言葉選びを工夫したり、児童理解に関するシートを作成して使用したりしました。協議を重ねることで、担任の児童理解にさらなる深まりが見られ、児童の思いや願いを意識した意図的な働きかけが増えました。また、それにより、児童が自ら課題に向き合おうとする姿につながるなどの成果もありました。

教師がつながりながら学び合う校内の特別支援教育の充実（二年次）

～児童の困難さに気づき必要な支援を考え合うチームとしての学校を目指して～

長期研究員 梅原 陽子



「困っている子」について話題の共有はいつも行っているけれど改善しない。どの学校でも見られるこの状況について、児童の言動の背景に目を向け「どうして？」を考えてかかわったら、「子どもも先生も笑顔になっていく！」これが本研究の目指す方向でした。研究では、学年教員を中心とした集団で、特別支援教育の視点を押さえた話し合いを週1回30分以内で行いながら長期的に児童にかかわりました。すると、「今日は、〇君調子がよかったね。」「今日は、求め過ぎた。反省。」等、支援がうまくいった時もうまくいかなかった時も笑って話せる時間が増えました。研究に取り組み、「特別支援教育は難しくて分からないと思っていたけど、できることはいっぱいある。みんなで考えて取り組めばいい。」という教員の意識の変容があり、特別支援教育が身近なものになったと感じています。

中学校の自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍する生徒が

自己実現に向かうための進路指導の在り方（二年次）

長期研究員 千葉 秀樹



自閉症・情緒障がい特別支援学級の生徒は、コミュニケーションの苦手さなどの特性をそれぞれ抱えながら学校生活を送っています。そのため、自分のよさや可能性を生かすことに難しさがあり、進路の学習や、その後の進路にも課題を抱えています。

そこで、研究協力校の先生と協働で、職場体験活動や高校体験入学の学びを生かす特別活動（学級活動）の進路の学習や、自己理解や人との関わりの改善を図る自立活動の実践を通じて、進路指導の在り方を考えました。この二つを柱とした授業の積み重ねが、将来の自分の姿を考え、その実現に向け、自分の思いを行動へと移す生徒の姿に結びつきました。本研究により、自閉症・情緒障がい特別支援学級の生徒が、自己実現に向かうための進路指導の一例を示せたのではないかと考えています。

◆◆◆ 2年間の長期研究を通して ◆◆◆

「どうして？」の積み重ねで見えてくるもの

二年次長期研究員 梅原 陽子

言語通級指導教室担当時のA君との会話です。「A君と先生は仲良しだよな?」「仲良しじゃねえ!」即答されたことに対する驚きと、少しの寂しさを感じたことを覚えています。指導後、通級担当の先生方にこの話をしました。「仲良しの対象は友達だけなのでは?」「仲良しの意味は分かってる?」「本心?(笑)」みんなで考えると、A君の言動の「どうして?」に目が向くようになりました。その後は、A君の言動を「どうして?」で繰り返し考えながら、発音指導と共にことばの理解の指導も行いました。しばらく経った頃、A君にもう一度同じ質問をしました。答えは、「仲良しだよ。(笑)」今度も即答でした。あの時、A君の返事の背景を考えたことが、必要な支援につながったのだと感じています。

子どもの言動には、「どうして?」が隠れていて、この「どうして?」に気づくことができると、これまでと違った受け取り方ができます。同じ子どもの言動をどう受け止めるか、ここが先生や子どもの気持ちが高くなるか低くなるかの分かれ道ではないかと思います。同じ時間を過ごすなら、楽しく過ごした方がいい。その選択をするために、「どうして?」に目を向ける積み重ねは大きな力となりました。

2年間の研究に取り組み、「どうして?」の見方のよさを協力校の先生方と共有し、子ども達の変容を笑顔で喜ぶ時間を一緒に味わうことができました。今後も、子ども達の困難さに寄り添った支援を先生方と共に考えていきたいと思っています。



「協働」のよさ

二年次長期研究員 千葉 秀樹

「協働」で思い起こされるのは、実践研究の中で取り組んだ自立活動の授業です。生徒が主体的に自分の課題に向き合い、将来に向けた成長につながる授業をしたいという共通の思いが「協働」のスタートです。研究協力校の担任と生徒の実態や課題について話し合い、授業の構成、ワークシートの項目などの検討を重ねました。生徒の自己理解を深め、気づきを生かすことが、課題の改善・克服につながるのと考えを共有して行った授業では、人との関わりに難しさを感じている生徒が「分からないことは質問したり、相談したりする」という目標を立てることができました。

次の訪問日に、担任からその後の自立活動の取組を聞くことができました。実際に生徒が目標にチャレンジすると、質問したり、相談したりする対象が一部の人に限定されていたことから、担任の先生は生徒とその理由を考えたそうです。話し合う中で、生徒は「誰かに質問するときは、信頼関係のある人の方が話しやすい。信頼を深めるためには、話をすることが大切」だと気づき、相手に応じて話題を考えたり、話しかけるタイミングを意識したりする会話のトレーニングを始めたということでした。その後、生徒は質問できる相手を増やすことができたことから自信を深め、将来に向け「もっといろいろな人と話せるようになりたい」と考えるようになりました。

願いや思い、考えを共有する「協働」のよさを生かした授業がきっかけとなり、将来につながる生徒の成長に結び付いたと考えています。これから現場に戻りますが、先生方と「協働」で、生徒の将来に向けた日々の実践に取り組んでいきたいと思っています。



インフォメーション



令和元年度 研修講座の実施状況

基本研修(特別支援学校教員対象)				職能研修	専門研修	受講者総数
初任者研修	2年次教員フォローアップ研修	経験者研修 I	経験者研修 II			
59名	49名	39名	29名	526名	510名	1,305名

※ 公開講座 73名 自主研修講座 20名

<今年度の研修について>

当センターでは、「地域で共に学び、共に生きる教育」を推進する特別支援教育の充実を目指し、教員の専門性の向上を図るため、講義や協議、演習等を効果的に組み合わせ、研修講座の充実に努めています。

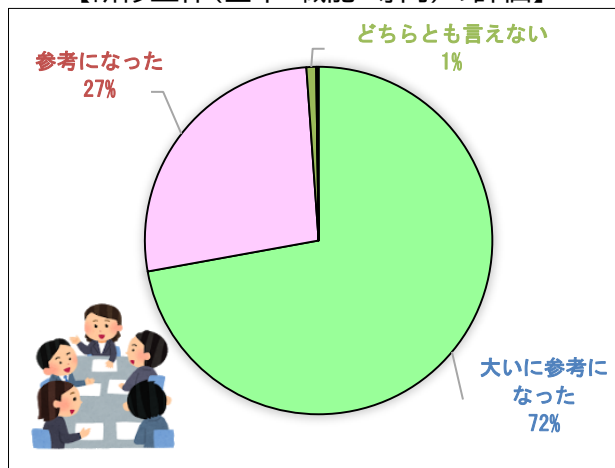
総受講者1,305名の内訳は、幼稚園・保育所・認定こども園4%、小学校34%、中学校15%、高等学校6%、特別支援学校40%、教育委員会等1%となっています。

今年度は、新学習指導要領を基にした授業づくりに力点を置き、教育研究とタイアップした「知的障がい教育における各教科の指導」や「自立活動の流れ図を基にした児童生徒の実態把握」等、新学習指導要領の理解啓発と授業の充実に向け、研修内容を工夫して実施してきました。また、調査研究とタイアップしながら「合理的配慮の提供」についても、多くの講座で取り上げ、特別な教育的支援の必要な児童生徒に対する支援について、理解啓発に努めてきました。

<研修受講後のアンケートから>

当センターの研修講座では、各研修講座について、アンケートを実施しております。今年度の研修講座において、受講者に「内容はいかがでしたか?」という問いに対する回答は、以下の結果となりました。

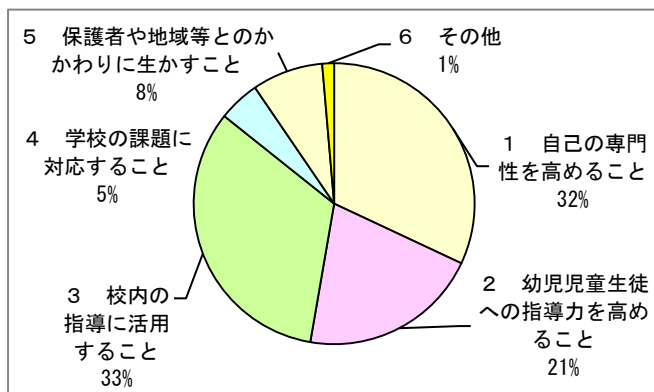
【研修全体(基本・職能・専門)の評価】



研修全体では「大いに参考になった」「参考になった」を合わせると、99%となっており受講者にとって満足のいく研修が実施できたと考えています。

研修講座別に見ると、基本研修に比べ、職能研修、専門研修においては「大いに参考になった」との回答がやや少ない結果となりました。これは、特別支援教育の専門性を更に高めたいという受講者の意識の表れだと捉え、専門性のある、より実践に活用できる内容を提供できるように、次年度に向け講座の構築を進めていきたいと考えます。

【専門研修後に取り組んだこと】



また、特別支援学校の受講者には、受講後、一定期間経過してから研修内容の活用状況等についてアンケートを実施しています。各校では、専門研修受講者が、受講後、自校の教育活動で積極的に研修内容を取り入れ、授業や校務の充実に努めていることが分かりました。

今後も魅力ある専門研修となるよう適時適切に新たな情報を加えていくとともに学校現場での課題等の把握にも努め、研修内容の改善に努めていきたいと考えます。

令和元年度 教育相談と地域・学校支援の実施状況

1 はじめに

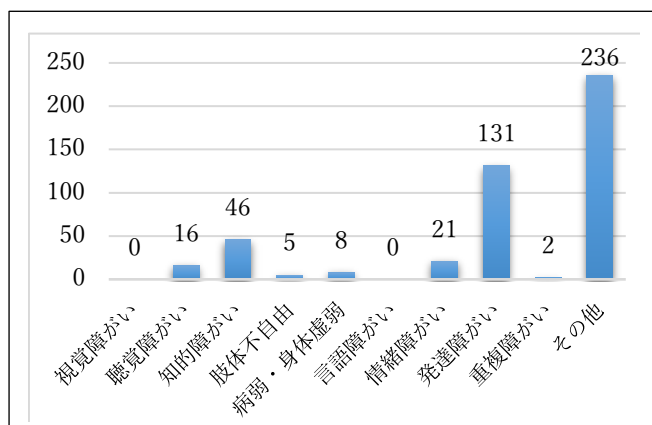
当センターの教育相談や地域・学校支援では、障がいのある子ども達や個別の教育的な支援が必要な子ども達の「地域で共に学び・共に生きる教育」が充実するよう、家庭や学校、関係機関との連携を大切にして進めております。

ここでは、令和元年度12月末までの教育相談・地域支援の状況について報告します。

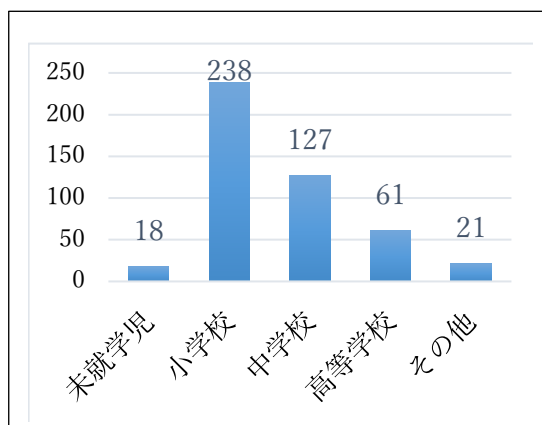
2 教育相談実施状況

教育相談では、「相談者の思いや願いに寄り添い、健やかな成長を促す教育相談」を念頭に、来所相談・電話相談を行いました。

(1) 障がい種別実施件数（延件数 465件）



(2) 年齢層別実施件数（延件数 465件）



(3) 相談内容について

相談の主訴は、療育、学習、学校生活、就学、進路、不登校等があげられました。一番多かった主訴は、学校生活に関するもので、担任や学校との関係、子ども同士のトラブル等、人間関係に関する内容でした。当センターでは、子ども達の姿から子どものつまずきの背景を探り、相談者とともに「今できる支援策の検討」や関係機関との連携を図り「児童生徒等との実態の共有、つまずきの背景、支援策の検討や提案等」を行ってきました。

次に、不登校については、当センターが子どもにとって安心できる居場所の1つになるようにかかわるとともに、保護者とは子ども達の育ちを確認し、不安やつまずき、不登校の原因等を探り、必要に応じ在籍校と連携を図りながら、継続的に相談を行ってきました。

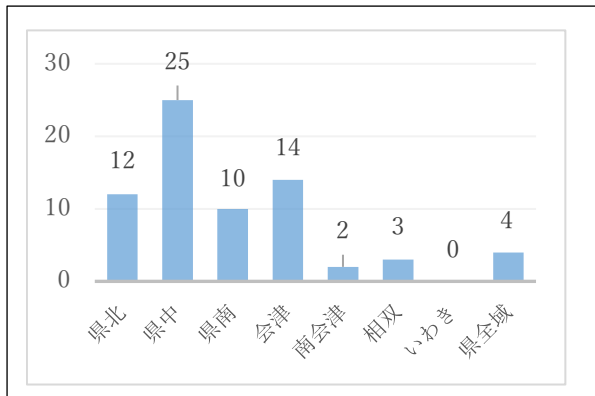
就学や進路に関する相談では、就学の仕組み等や高等学校と特別支援学校の出願資格の違いや特別支援学校も含めた進路先について等の情報提供を行ってきました。

(4) 考察

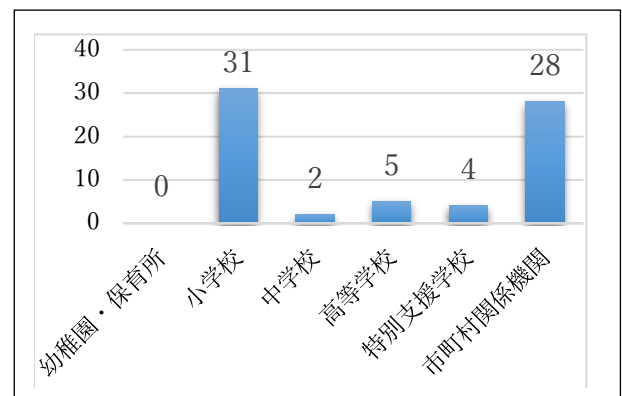
当センターの教育相談には、医師による診断のない子ども達や保護者等が悩みを抱え相談に申し込んで来る件数が多くあり、その場合は障がい種別を「その他」で計上しています。その子ども達は、小・中学校、高等学校に在籍しています。はっきりとした診断はない子ども達も、地域の学校で何らかの困難さや悩みを持って生活していますので、その子ども達は何にどのように困っているのかを捉え、できるところからアプローチしていくことが大切だと考えています。

3 地域・学校支援の状況（令和元年12月末現在 総件数70件）

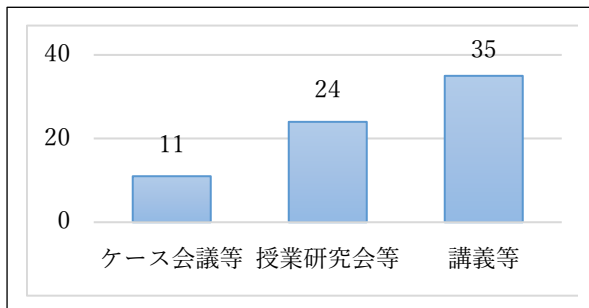
(1) 地域別支援件数



(2) 校種等別支援件数



(3) 内容別支援件数



内容別支援件数では、講義の依頼が最も多くありました。当センターでは、講義の中に疑似体験や自分たちで考える時間を設け、研修に参加された方が自分だったらどうするか考えられるように工夫をしてきました。

(4) 考察

地域支援の総件数や地域別支援件数は、昨年度とほぼ同数でした。校種別支援件数は、昨年度比で、幼稚園・保育所、中学校、高等学校、特別支援学校が減少し、小学校が5件増、市町村関係が14件増になっています。昨年度、地域支援の要請があった機関からの再要請が多い状況となっていました。

市町村関係機関の要請では、各地区で特別支援教育の研修が行われ、その講師として講義やケース会議の実施の要請がありました。この件数の増加については、各地区の特別支援教育への意識の高まりによるものと推察されます。

4 おわりに

当センターでは、子ども達が「地域で共に学び・共に生きる教育」を推進するために、子ども達や保護者の思いや願いに寄り添い、「子ども達の学びの充実」に向けて教育相談や地域・学校支援を行っています。これらを通して特別支援教育についての理解を深め、学校や地域で子ども達の支援を行っていきけるよう一緒に考えていきたいと思っています。

相談や支援がすぐに子ども達の変容に結び付かないこともありますが、今後も1件1件丁寧に対応することや子どもや保護者の思いを大切にすることを心がけ、地域の実状に応じた特別支援教育の充実に向けた支援を行うよう努めていきます。

教材・支援機器ポータル

幼稚園・保育所・認定こども園、小・中学校、高等学校、特別支援学校で実際に使用している教材や支援機器の実践事例について、94事例をWebサイトに掲載しています。県内各地で実践されている先生方に御協力いただき、実際に使用した教材や支援機器を紹介しています。

「ポータル」とは、「入り口」という意味があります。県内の教材・支援機器の実践事例から学ぶ「入り口」として活用していただき、児童生徒のための教材や支援機器の活用や工夫につなげていただければと思います。


【利用方法】

●福島県特別支援教育センターのWebサイトより、「教材・支援機器ポータル」のページにお入りください。

●調べたい条件を選択し、閲覧します。(条件に合ったものだけ表示されます。)

学校種別、学級種別、障がい種別、教科等別、検索キーワード別など、検索して閲覧することができます。詳しく知りたい場合は、対象とした子どもの実態や授業場面、教材活用の意図や工夫点、子どもの変容などを示した資料のダウンロードが可能です。

調べたい条件を選択します。



ここをクリックすると、より詳しい資料を見ることができます。

教材・支援機器活用実践事例
【繰り下がりのある2桁の筆算の計算の仕方が分かりやすくなる教材】

実施年度	所属学年
実施年度	所属学年
教材・題材名	「ひまわりひっ算」
授業における児童の学び	<input type="checkbox"/> 繰り下がりのある2桁の筆算の計算の仕方を理解することができるようにする。 <input type="checkbox"/> 繰り下がりが必要な場合が分かる。
子どもについて	学校・学級・学年 小学校 通級による指導 低学年 授業形態 個別学習
学習又は生活上的課題	<input type="checkbox"/> 分かること、得意なことには取り組みますが、集中を継続させることは困難である。 <input type="checkbox"/> 算数を生活に活かすことに強い抵抗がある。 <input type="checkbox"/> 繰り下がりがない筆算の計算でも、機械的に繰り下げるの癖をつけて計算し、間違ってしまう。
教材・支援機器の種類・教材の名称	くりりん 算数1 計算カード 表画 算盤 算は取り出し自在
授業における課題・教材の配慮事項	<input type="checkbox"/> 繰り下がりの意味理解を助けることができるようにする。 <input type="checkbox"/> 教材（図や表）の配慮は、教科書と同一にする。（成長を促せる視覚的配慮） <input type="checkbox"/> 操作の簡便が、一部で分かる仕組みにする。（集中への配慮） <input type="checkbox"/> 授業の準備が容易なようにする。（作業場への配慮）
子どもの変容や評価	<input type="checkbox"/> 繰り下がり算の意味理解が深まり、機械的に繰り下げてしまうことがなくなった。 <input type="checkbox"/> 操作と筆算形式を対応させながら、意味的に計算練習に取り組むことができた。 <input type="checkbox"/> 指導要領のイメージが定まり、次に学習するまでの数の筆算にも先かいていくことができそうである。

【掲載数】令和2年1月現在

幼稚園等	小学校	中学校・高等学校	特別支援学校	計
6	38	13	37	94

【タイトル例】

- ・幼稚園・環境「幼児が自分で考え行動できる環境づくり」
- ・小学校・通常の学級「学習でつまづく児童に対して学級でできる配慮」
- ・小学校・通級「場面に応じた言動や感情のコントロールを身に付けるための指導教材」
- ・小学校・特別支援学級「注意力に困難さがある児童のための指導」
- ・中学校・特別支援学級「学習効果を高めるICTを活用した指導」
- ・特別支援学校・小学部「生活の見通しをもたせる日常生活の指導」 等

図書教育資料

特別支援教育センター図書室には、現在6,000冊以上の蔵書があり、研修者はもとより、一般の方にも、閲覧していただいています。今年度、1月末時点で、のべ470人以上の方が利用しています。また、毎年、特別支援教育に関わる最新の図書や、研修や教育相談でのニーズを考慮した図書を購入しています。今年度は、高等学校学習指導要領解説を含む34冊の図書を新たに購入しました。ここでは、今年度購入した図書の一部を御紹介します。

【今年度購入した図書の御紹介】



田中裕一 他
2019年
東洋館出版

法的な位置付けや教育課程との関連、指導内容や評価等について取り上げています。また、学校経営や就学相談、進路指導、保護者や関係機関との連携など、設置校において必要な情報が記載されています。



全国盲学校長会
2018年
ジアース教育新社

視覚障がい教育に携わっている方やこれから携わる方に知ってほしいポイントをQ&A方式で、101項目解説しています。障がい理解や教科指導、自立活動、医療・福祉との連携などの事項を網羅しています。



米澤好史
2018年
ほんの森出版

現場ベースの理論と支援方法を解説した本です。愛着の形成、愛着障がいの理解、支援方法や不適切な対応、発達障がいと愛着障がいを併せ持つ子どもの支援など、基本から実際までが載っています。



五十嵐悠紀
2019年
ジアース教育新社

筆者は大学メディアサイエンス学科准教授で、母親というそれぞれの立場をお持ちです。ネット社会の現状と、その危険性、トラブルの例、保護者の関わり方など、項目ごとに分かりやすく載っています。

このほか、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、発達障がい等の障がい理解や、保護者支援、学級経営、教育心理学、ICTなどに関する図書も充実しています。図書は、学術的なものから、具体的な指導事例が掲載されているもの、障がい理解の絵本など、様々なニーズに応えられるように備えています。

また、特別支援教育に関する雑誌や、県内の学校による特別支援教育研究のまとめに関する資料、県外の各研究施設等の研究資料なども閲覧できるよう展示しています。

特別支援教育センター図書資料室の最新購入図書一覧は、当センターWebサイトに掲載しています。また、Webサイトにて紹介しているコーディネートハンドブックや、各種資料等も、図書資料室に展示しています。また、障がいに関する多数のDVD資料もあります。DVDの貸し出しはしていませんが、図書室にてパソコンでの閲覧ができるようにしていますので、ぜひ、ご覧ください。

図書室の開放日と貸し出しについて

【開放日】月曜日～金曜日 9:00～17:00 (年末年始閉庁日、夏季閉庁日、研修にて使用する日を除く)

【図書の貸し出し】一人5冊まで 2週間以内

*貸し出しは来所の場合のみですが、返却は郵送でも受け付けます。ぜひ、御利用ください。

刊行物紹介

当センターでは、小・中学校、高等学校、特別支援学校等における特別支援教育の取組を支援するために、各種刊行物を発行しています。児童生徒への指導・支援や合理的配慮の提供、各学校の支援体制づくりなど、先生方の指導や各学校の取組の参考にさせていただきたいと思います。

すぐに調べられる、活用できる資料！

小・中学校、高等学校におけるインクルーシブ教育システム推進のための
コーディネートハンドブック

「支援が必要な子にどんな支援をすればよいか」「個別の教育支援計画って何」など、先生方の疑問に答え、指導・支援の参考になるように、役立つ資料として作成しました。

障がいのある子どもの指導内容や方法、学級づくりや授業づくり、保護者や関係機関との連携など、様々な内容を分かりやすく掲載しています。当センターのWebサイトに掲載していますので、必要な部分をダウンロードして活用してください。



リーフレット「みんなで進める 合理的配慮」

平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。また、平成30年4月に福島県でも「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例」が施行されました。学校等においては、児童生徒の障がいの状態に応じて、合理的配慮を提供しなければならないとされています。

当センターでは、調査研究において、県内の小学校3校、中学校2校、高等学校2校を協力校として、合理的配慮の提供の充実に向けた実践研究に取り組みました。本リーフレットは、調査研究での取組をもとに、各学校において合理的配慮の提供の充実を図るために作成しました。

リーフレットは、「基礎編」「実践編」「事例編」の3つがあり、県内の各学校には配付しました。また、当センターのWebサイトにも掲載しています。教職員の研修や児童生徒の指導・支援等で活用してください。



「基礎編」

- 平成30年度「特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の結果（福島県教育委員会）
- 合理的配慮の提供のプロセス（例）

「実践編」

- 合理的配慮の提供に向けた実践例
- 合理的配慮の提供を始めるため／充実させるための【1+3のポイント】





「事例編」

- あなたの学校の合理的配慮の提供計画を考えてみましょう（提供計画チェック表）
- 研究協力校の実践事例

学校において合理的配慮の提供を進めるためには、「提供計画の作成」「教職員の研修」「児童生徒・保護者への説明」が大切であることが分かりました。

〈提供計画チェック表〉を掲載しましたので、研究協力校での実践事例を参考にして、各学校で計画を立ててみてください。

あなたの学校の合理的配慮の提供計画を考えてみましょう
(提供計画チェック表)

研究協力校とともに実施してきた以下の合理的配慮提供計画の作成と実施です。学校の予定に組み込み、必要に応じて随時見直しを行うことが大切です。学校により、取組内容(内)は様々です。以下の取組内容(例)は、参考としてご活用ください。

取組内容(例)	
教職員向け研修	どの場面で研修ですか? (内) 特別支援教育推進委員会での研修(例) (外) 外部関係による研修 <input type="checkbox"/> 職員会議 <input type="checkbox"/> 教職員研修 <input type="checkbox"/> 外部関係による研修 <input type="checkbox"/> 学級担任研修 <input type="checkbox"/> 特別支援教育推進委員会による説明、研修 <input type="checkbox"/> 保護者研修 <input type="checkbox"/> 保護者研修 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> その他()
児童生徒・保護者向け説明	誰とどんな方法で? (内) 特別支援教育推進委員会での研修(例) (外) PTA総会や保護者研修会 <input type="checkbox"/> 児童生徒 <input type="checkbox"/> 特別支援教育コーディネーターより <input type="checkbox"/> PTA総会や保護者研修会 <input type="checkbox"/> 保護者 <input type="checkbox"/> 個別面談 <input type="checkbox"/> 保護者研修会 <input type="checkbox"/> 個別面談 <input type="checkbox"/> 保護者研修会 <input type="checkbox"/> 特別支援教育推進委員会 <input type="checkbox"/> 個別面談 <input type="checkbox"/> 保護者研修会 <input type="checkbox"/> 特別支援教育推進委員会 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> その他()
資料の確保	誰が? (誰?) どのように? (内) 学校で研修する関係機関(例) (外) 関係機関 <input type="checkbox"/> 校長 <input type="checkbox"/> 校長 <input type="checkbox"/> 校長 <input type="checkbox"/> 教務主任 <input type="checkbox"/> 教務主任 <input type="checkbox"/> 教務主任 <input type="checkbox"/> 教務主任 <input type="checkbox"/> 教務主任 <input type="checkbox"/> 教務主任 <input type="checkbox"/> 特別支援教育コーディネーター <input type="checkbox"/> 特別支援教育コーディネーター <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> その他()
特別委員会での検討	誰が? (誰?) どのように? (内) 特別支援教育推進委員会(例) (外) 特別支援教育推進委員会 <input type="checkbox"/> 特別委員会 <input type="checkbox"/> 特別委員会 <input type="checkbox"/> 特別委員会 <input type="checkbox"/> 特別委員会 <input type="checkbox"/> 特別委員会 <input type="checkbox"/> 特別委員会 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> その他()
研修内容の作成	研修内容に何を書く? 誰が? (誰?) どのように? (内) 特別支援教育推進委員会(例) (外) 特別支援教育推進委員会 <input type="checkbox"/> 特別委員会 <input type="checkbox"/> 特別委員会 <input type="checkbox"/> 特別委員会 <input type="checkbox"/> 特別委員会 <input type="checkbox"/> 特別委員会 <input type="checkbox"/> 特別委員会 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> その他()
研修内容の提供	誰が? (誰?) どのように? (内) 特別支援教育推進委員会(例) (外) 特別支援教育推進委員会 <input type="checkbox"/> 特別委員会 <input type="checkbox"/> 特別委員会 <input type="checkbox"/> 特別委員会 <input type="checkbox"/> 特別委員会 <input type="checkbox"/> 特別委員会 <input type="checkbox"/> 特別委員会 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> その他()
研修内容の検証・見直し	誰が? (誰?) どのように? (内) 特別支援教育推進委員会(例) (外) 特別支援教育推進委員会 <input type="checkbox"/> 特別委員会 <input type="checkbox"/> 特別委員会 <input type="checkbox"/> 特別委員会 <input type="checkbox"/> 特別委員会 <input type="checkbox"/> 特別委員会 <input type="checkbox"/> 特別委員会 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> その他()

〈提供計画チェック表〉

実践研究通信

当センターでは、教育研究として「知的障がいのある児童生徒を教育する特別支援学校における各教科の指導の充実」に取り組み、その成果や情報等を「実践研究通信」でお知らせしています。当センターのWebサイトに掲載していますのでご覧ください。

第4号(2019年10月発行)

- 新学習指導要領を踏まえた授業研究～学習指導案及び授業研究会の在り方の検討・実施～
- 新学習指導要領に基づく学習状況等の把握～「学びの履歴」シートの活用と検証～
- 研究協力校7校の研究主題

第5号(2020年1月発行)

[第3回4回福島県特別支援教育センター研究発表会での発表内容]

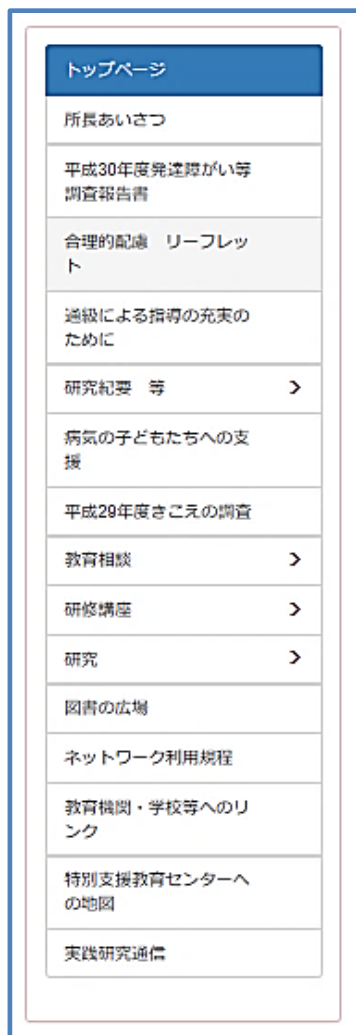
- 福島県特別支援教育センターの取組
- 研究推進モデル校の取組
 - ・ あぶくま支援学校の実践
 - ・ 石川支援学校の実践
- 地区協力校の取組
 - ・ 大笹生支援学校
 - ・ 西郷支援学校
 - ・ 猪苗代支援学校
 - ・ いわき支援学校
 - ・ 富岡支援学校

※ 第6号は、各教科の指導を充実させるためのポイントや今後に向けた課題等を紹介しています。





【サイドメニュー】



【トップメニュー】

情報が必要な項目をクリックしてみてください。

- 研 修 講 座 : 研修の案内や各種様式など
- 教材・支援機器ポータル : 指導・支援に役立つ教材等の情報
- センターだより : センターでの取組や研修の紹介など
- コーディネートハンドブック : 特別支援教育に関する情報が章ごとに分かれて掲載されています。
- 新学習指導要領 チェック! : 特別支援学校学習指導要領改訂の要点
- 実践研究通信 : 当センターの研究の進捗状況や研究協力校の研究状況を報告していきます。

特別支援教育センターで取り組んでいる相談や研修などの事業、研究紀要や所報、リーフレットなどの刊行物など、様々な情報が入っています。

ホームページでは、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等で特別支援教育を推進していくための情報を掲載しています。

特に【トップメニュー】には、児童生徒の指導・支援に役立つ情報を掲載していますので、ご覧いただき活用してください。

今後、研究のまとめや参考となる資料など、活用できるものを随時掲載していく予定です。当センターのホームページにアクセスしていただき、新着情報を確認してください。

編集後記

昭和61年4月に当センターは開所しましたが、その年6月には所報「養護教育」創刊号が発行されていきました。「日常の教育実践に少しでも役立つような問題をどのように取り上げたらよいか？」と、編集後記には切実な思いが書かれてあります。「昭和」、「平成」の時代を経て「令和」という新しい時代に相応しい、教育相談、研修や研究、学校・地域支援、情報発信等、様々な事業の充実を図っていくことを改めて決意したところです。

今年度の所報第72号は、福島県立あぶくま支援学校長の上妻弘先生に巻頭言をお願いしました。先生は、教育機関、行政機関、そして校長として、長く本県の特別支援教育の進むべき道を示し、牽引してこられました。長年にわたり障がいのある子どもとかかわってきた先生が、今回の学習指導要領の改訂に伴う知的障がい教育の変革に対して、自校における先駆的な取組をまとめてくださいました。題名にもありますように5年後、10年後を見据えた「これからの特別支援教育の担い手に求められるもの」は、何なのかを示唆いただいております。

また、特集「学びの連続性や切れ目のない支援体制の充実に向けて」をテーマに当センターの教育研究や調査研究の成果と地域における特別支援教育の充実を目指した教育相談、学校・地域支援等の取組、長期研究員研究等の概要をまとめました。いずれも、私たち所員だけの取組の成果ではありません。関係する皆様の一人一人の子どもへの思いが繋がった結果であると考えており、皆様に感謝を申し上げます。

この所報が、当センターと各学校・機関の皆様との橋渡しとなり、特別支援教育のより一層の充実のため、お役に立てば幸いと思っております。

今後もすべての子どものより良い未来を見つめ、当センターの責務をしっかりと受け止め、皆様と共に手を携えて進んで参りたいと存じます。

福島県特別支援教育センター 所長 杉山 裕恵





所報 特別支援教育 第72号

発行所 福島県特別支援教育センター
<https://special-center.fcs.ed.jp>
編集発行人 杉山 裕恵
発行/印刷 令和2年3月

〒963-8041
福島県郡山市富田町字上ノ台4-1
Tel 024-952-6497 fax 024-952-6599